

川崎市告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項の規定により施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

令和7年10月15日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 施術（柔道整復） の部 廃止

指定番号	廃止 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	施術者指名
川－5167	令和7年8月31日	タナカ接骨院 川崎市高津区久地4－24－20 ステラガーデン1F	田中 秀幸

令和7年度 施術（あん摩・マッサージ） の部 廃止

指定番号	廃止 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	施術者指名
川－4682	令和7年6月30日	訪問鍼灸按摩アットウォーミー 川崎 宮前区有馬8－28－27	若尾 さくら
川－4407	令和7年8月17日	株式会社アメニティーサービス 鍼灸マッサージ治療院 中原区今井上町206 コーポプリンス1F	島尻 勝海

令和7年度 施術（はり・きゅう） の部 廃止

指定番号	廃止 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	施術者指名
川－7382	令和7年6月30日	訪問鍼灸按摩アットウォーミー 川崎 宮前区有馬8－28－27	若尾 さくら